

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

夢があり、儲かる農業のまち酒田プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

山形県酒田市

3 地域再生計画の区域

山形県酒田市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

庄内の北西部に位置する酒田市は、広大な平野を有し、その恵まれた環境の中で、米づくりが盛んに行われてきたが、米の需要減少などの影響により、以下のような課題が顕在化している。

①農業就業人口の減少、高齢化

・本市の農業就業人口は、年々減少傾向にあり、60歳以上の割合は71.9%となっている。そのため新規就農者の確保と、これまでの技術の円滑な伝承が課題となっている。

②米価の変動が農業経営に強く影響

・本市の農業産出額は、2016年（平成28年）203億円、2017年（平成29年）205億円、2018（平成30）年208億円、2019（令和元）年218億円となっている。そのなかでも米による農業産出額が全体の約5割を占めており、米価の変動に左右されやすい農業経営となっている。

・米価の下落に伴う農業所得の低迷により、作物栽培の基本となる土づくりへの投資が敬遠されており、農地の地力低下が危惧される。地力の維持・向上は、農産物の高品質化、収量増の取り組みとして欠かせない。

・あわせて土づくりとして堆肥散布を行う農家が減少しているため、これまで堆肥づくりに活用されてきた籾殻や、大規模畜産経営が始まることを受け今後さらに増加するであろう畜産由来の堆肥は、引き受け先がなく、有償処分しなければならなくなるという新たな課題も生じている。堆肥散布は、本来、地域の耕種農家等で構成する堆肥散布組織が行うが、こうした背景から組織数も減少し、堆肥を散布する地域の仕組みが失われつつある。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

本市は、日本海に注ぐ最上川の河口に位置し、中央に広大な平野部があり、西に砂丘地、北に鳥海山、東に出羽丘陵へと連なる中山間地を抱えている。このように、広大な平野と豊富な水といった地理的な条件から、経営耕地面積の90%以上を田が占めるなど（H27）、米作りが盛んに行われてきた。水稻単作が多くを占めてきたことから、米価の下落に伴う農業所得の低迷が顕著となっており、所得の低さから担い手不足、高齢化が進んでいる。新規就農者は年間20名程度と少しずつ増えてきているが、その特徴として、農業経営の基盤を持たない非農家出身の新規参入就業者が半数を占める状況であり、これまで蓄積されてきた知識や経験の継承が困難となっている。そのため、新規参入のハードルを下げ、科学的根拠に基づいたスマート農業を推進することで、担い手を確保、育成する必要があることから、本市においては平成31年にスマート農業推進センターを設置し、民間企業と連携して取り組みをはじめたところである。また、令和4年度から本市において大規模畜産経営が始まることを受け、牛尿が大量に発生することが見込まれている。そのため牛尿を活用した液肥を水田に施用し、耕種農家が飼料用作物を畜産農家に供給するという地域で資源が循環する取り組みを推進していくことで、投資コストを下げ投資しやすい土づくりの環境構築が期待されている。

なお、スマート農業の実践により効率化を図ることで、これまで実施してきた水稻と園芸による複合経営をより一層推進し、デジタル技術を活用した土壌の診断・分析による省力的土づくりを行い売れる米づくりを行うとともに、人材の育成を推進することで、夢があり儲かる農業の実現を目指す。

【数値目標】

K P I ①	新規就農育成プログラムの受講者数							単位	人
K P I ②	本事業で支援した土づくりの延面積							単位	ha
K P I ③	-							単位	-
K P I ④	-							単位	-
	事業開始前 (現時点)	2022年度 増加分 (1年目)	2023年度 増加分 (2年目)	2024年度 増加分 (3年目)	2025年度 増加分 (4年目)	2026年度 増加分 (5年目)	2027年度 増加分 (6年目)	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	11.00	11.00	12.00	12.00	-	-	-	35.00	
K P I ②	900.00	900.00	900.00	900.00	-	-	-	2,700.00	
K P I ③	-	-	-	-	-	-	-	-	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	-	-	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

夢があり、儲かる農業のまち酒田プロジェクト

③ 事業の内容

近隣自治体や関係団体と連携し、以下の取り組みを行う。

①新規就農者の確保

・スマート農業も取り入れた新規就農育成プログラム（もっけ田農学校）を開催し、座学による基礎知識習得やベテラン農業者と連携した実践研修を通し、勤や経験ではなく、科学的知識に裏打ちされた栽培技術の習得により就農しやすい環境を提供する。

・経営開始直後の農業収入が不安定な状況下においても農家が意欲的に営農できるよう、新規就農者に対し、農地の借上げや種苗等の生産資材購入といった初期投資軽減のための補助金交付や経営感覚を養成するための研修会参加費用に対して支援を行う。

②米価に影響されない農業所得向上

・野菜、花き、果樹といった園芸作物との複合経営を推進するため、パイプハウス等の農業施設や、播種機、掘取機等の省力化に向けた機械取得等へ支援を行う。

・デジタル技術を取り入れた土づくりを推進するとともに、耕種農家は、畜産農家へ飼料作物や穀類を提供し、畜産農家は、飼料と穀類を受け入れ家畜排せつ物から堆肥を生産、耕種農家が堆肥を受け入れ土づくりを行うといった取り組みを推進し、持続可能な土づくりの環境を構築する。さらに堆肥散布組織への散布機械等の支援を行うことで円滑な堆肥散布の仕組みを作り、堆肥投入による農地の地力回復を図り、農産物の高品質化が実現する。このように、耕種農家と畜産農家が連携した資源循環型農業を進める。

・地元酒田港や庄内空港を活用し、輸送時間の短縮と輸送中の痛みを防止することで、品質を保持する輸送実証や試験販売に取り組み、農産物の海外輸出による本市農産物の販路の拡大に取り組む。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

・新規就農者向けの学習環境を提供する「もっけ田農学校」を実施する事業者においては、本事業を通じて得たノウハウを活用し、講習会などの独自事業化などの自立を目指す。
・耕畜連携は本事業を通じて民間活力を發揮し、自立した循環型農業を推進する。

【官民協働】

地元事業者の強みを活かした協働的な事業展開。具体的にはスマート農業に関して本市のスマート農業研修センターの指定管理者ともなっている(株)ファームフロンティアの持つノウハウを活かしたもっけ田農学校の運営や、地元畜産事業者が主体的に参画する耕畜連携事業などに取り組む。

【地域間連携】

山形県や近隣自治体（遊佐町）との連携を図る。

【政策間連携】

本市に所在する山形県唯一の重要港湾である酒田港及び庄内空港のそれぞれの長所を生かした輸出の取り組みを強化し、空港、港湾の利用促進につなげる。また、本市は、様々な再生可能エネルギーの導入を促進して資源循環型社会の実現を目指しているが、農業分野でもその取り組みを実施し、カーボンニュートラル社会の実現に貢献する。加えて人口減少が進む本市では若年者特に、女性の流出が大きいため、「日本一女性が働きやすいまち」を目指した取り組みを実施しているが、スマート農業を推進することで農業分野においても、取り組みを加速させる。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

・「もっけ田農学校」で、デジタル技術を含めた農業技術・知識の習得を行う一方、スマート農業の推進については、土づくりを目的に、ドローンセンシングを活用した葉色分析を行い土壌診断に取り組む。土壌診断の結果、圃場のどの部分にどの程度の堆肥や肥料が必要かを知ることができ、肥料等の経費節減と圃場の最適化が図られ、農産物の品質・収量向上につながる。そのため、この取組みを普及させるための啓発活動を同時に実施していく。

理由①

ドローンセンシング等の先端技術を活用したスマート農業の実践と普及、「もっけ田農学校」でのデジタル技術を活用する人材の育成

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証時期】

毎年度 9 月

【検証方法】

まち・ひと・しごと創生総合戦略委員の中から交付対象事業の評価を行う委員を委嘱し、進捗状況等の確認・効果検証を実施していく。

【外部組織の参画者】

まち・ひと・しごと創生総合戦略委員（大学、農業協同組合、県漁業協同組合、商工会議所、商工会、一般企業等の代表者等）から委嘱予定。

【検証結果の公表の方法】

検証資料及び検証結果については酒田市ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 98,021 千円

⑧ 事業実施期間

2022年4月1日 から 2025 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。